

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期繰越額の計算						
特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金 (8) + (9) - (16)						
貸借対照表に計上されている特別修繕準備						
照表の金額との差額の明細						
差引 (18) - (17)						
当期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18))						
当期に生じた差額の合計 (16) + (20)						
前前期末における差 (前期の(19))						
特別修繕						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23					円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	24					

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の8第1項」又は「第10項」

②区分番号に、「00200」

③当該別表十二(十)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の8第10項」、それ以外は「第57条の8第1項」